

J R 四国労組ニュース

平成30年11月1日(No7)

発行責任者 / 中濱 斉

編集責任者 / 森安 祐貴

年末手当交渉(1回目) 厳しい経営環境のなか奮闘する 組合員の努力を強く訴える!

J R 四国労組は本日、年末手当等の1回目の団体交渉を行い、10月17日に申し入れた申第7号、申第8号及び申第9号について主旨説明を行った。

【申第7号 「平成30年度年末手当の要求」について】

- 1 要求額 基準内賃金の2.3ヵ月分
- 2 加算額 年末手当の基準日において、55歳以上の組合員に30,000円加算
- 3 支払日 平成30年12月7日(金)

【申第8号 「準組合員(エキスパート社員)の年末一時金の要求」について】

- 1 基礎額 基本賃金及び高年齢調整手当の合計額に2.7を乗じた額
- 2 加算金 準組合員(エキスパート社員)全員に10,000円加算
- 3 支払日 平成30年12月7日(金)

【申第9号 「準組合員(契約社員)の年末一時金の要求」について】

- 1 パートナー社員(月給・日給適用者)の要求額

(1) 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	列車乗務員	アテンダント
65日以上120日未満	79,000円	100,000円	89,000円	89,000円
120日以上	158,000円	200,000円	178,000円	178,000円

(2) 加算額

基準額該当者で契約更新が3回以上ある準組合員(契約社員)に10,000円加算

- 2 支払日 平成30年12月7日(金)

<組合からの主旨説明(要旨)>

今年度の中間決算における鉄道運輸収入は、7月の西日本豪雨の影響により会社発足以来最低となったが、組合員は日々「安全・安定輸送」を継続するとともに、早期の復旧を目指し奮闘してきた。その組合員の頑張りが減収をここまでくい止めたとも考えられる。あわせて「四国再発見」及び「リカバリー10」等の増収施策にも協力を要請している状況であり、下期に向け鉄道運輸収入を確保するため、組合員のモチベーションを低下させることは避けるべきである。よって、年末手当に対する会社の誠意ある回答を強く求める。

<主旨説明に対する、会社側の考え方>

会社の体力及び貴側の要求主旨を踏まえ鋭意検討するが、過去最低の鉄道運輸収入や多額の復旧費用など、例年になく厳しい状況であることを前提に交渉せざるを得ない。

以上